

京丹後市地域防災計画

原子力災害対策編

令和6年3月

京丹後市防災会議

京丹後市地域防災計画（原子力災害対策編）

○改正履歴

平成25年4月22日制定

平成27年3月16日修正

平成29年3月21日修正

平成30年2月21日修正

平成31年2月28日修正

令和2年3月25日修正

令和3年3月19日修正

令和4年3月16日修正

令和5年3月16日修正

令和6年●月●日修正

目 次

第1編 総則	
第1章 計画の目的等	1
第2章 計画の性格	4
第3章 計画の周知徹底	4
第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針	4
第5章 計画の基礎とするべき災害の想定	4
第6章 避難対策やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置に相当する措置(以下「防護相当措置」という。)を実施する地域	5
第7章 防護措置の判断基準	8
第8章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	10

第2編 原子力災害事前対策計画

第1章	基本方針	13
第2章	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	13
第3章	情報の収集・連絡体制等の整備	13
第4章	緊急事態応急体制の整備	16
第5章	避難収容活動体制の整備	20
第6章	緊急輸送活動体制の整備	23
第7章	救助・救急、医療及び防護資機材等の整備	24
第8章	住民等への的確な情報伝達体制の整備	26
第9章	行政機関の業務継続計画の策定	26
第10章	家庭動物等対策	26
第11章	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 及び国際的な情報発信	27
第12章	防災業務関係者的人材育成	28
第13章	防災訓練等の実施	28
第14章	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	29

第3編 緊急事態応急対策計画

第1章	基本方針	31
第2章	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	31
第3章	活動体制の確立	36
第4章	屋内退避、避難収容等の防護措置	38
第5章	治安の確保及び火災の予防	44
第6章	飲料水、飲食物の摂取制限等	44

第7章	緊急輸送活動	45
第8章	救助・救急及び医療活動	46
第9章	住民等への的確な情報伝達活動	47
第10章	自発的支援の受入れ等	48
第11章	行政機関の業務継続に係る措置	49
第12章	水資源対策	49
第13章	家庭動物等対策	49
第14章	関西電力株式会社の行う応急対策	50

第4編 原子力災害中長期対策計画

第1章	基本方針	52
第2章	放射性物質による環境汚染への対処	52
第3章	各種制限措置の解除	52
第4章	災害地域住民等に係る記録等の作成	52
第5章	被災者等の生活再建等の支援	53
第6章	風評被害等の影響の軽減	53
第7章	被災中小企業等に対する支援	53
第8章	心身の健康相談体制の整備	53

第1編 総 則

第1章 計画の目的等

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に準じ、関西電力株式会社高浜発電所（以下「高浜発電所」という。）及び関西電力株式会社大飯発電所（以下「大飯発電所」という。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、京丹後市、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くし、住民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波等により被災した東京電力株式会社福島第一原子力発電所においては、今まで起り得ないとされてきた事故が発生し、想定の範囲を超えて大量の放射性物質が放出される事態となった（参考資料1参照）。

例え、半径20km以遠の周辺地域において年間積算放射線量20ミリシーベルトに達するおそれのある区域が「計画的避難区域」に設定され、原則、全世帯に避難が義務づけられたが、これは福島第一原子力発電所から北西方向に約50kmの地域まで広がっている。

また、上記「計画的避難区域」とするほどの地域的な広がりはないものの事故発生後1年間の積算放射線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点でかつ除染が容易でない地点が「特定避難勧奨地点」に設定され、当該世帯には避難することが勧奨されたが、これは福島第一原子力発電所から北西方向に50km以遠の地域まで点在している。

当時の防災指針（原子力安全委員会）では「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）」は原子力発電所からおおむね半径10kmの範囲とされており、E P Zに係る自治体は原子力災害に対する防災計画等を策定し、原子力災害に対しての備えを行っていたが、事故の影響はE P Zをはるかに超える広範囲のものとなつた。

そこで今回の事故の教訓等を踏まえ、防災指針（原子力安全委員会）は原子力災害対策指針（原子力規制委員会）に改訂され、新しい「防災対策を重点的に充実すべき地域」に関する考え方方が示された。

これによると、従来のE P Z（原子力発電所からおおむね半径8～10kmの範囲）に代えて、P A Z（原子力発電所からおおむね半径5kmの範囲）とU P Z（原子力発電所からおおむね半径30kmの範囲）を設けており、「防災対策を重点的に充実すべき地域」が従来の半径10kmの範囲から半径30kmの範囲まで拡大された。

上述の内容に鑑みると、本市は、高浜発電所から30～60kmの範囲に位置し、また大飯発電所から40～70kmの範囲に位置することから、新たな「防災対策を重点的に充実すべき地域」であるPAZ（原子力発電所から概ね半径5kmの範囲）やUPZ（原子力発電所からおおむね半径30kmの範囲）に係らないものの、高浜発電所及び大飯発電所の事故の際、年間積算放射線量20ミリシーベルトに達するおそれがあるとして、災害発生後に設定された「計画的避難区域」や「特定避難勧奨地点」と同等の地域となる可能性があると想定される。

また、本市は、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）通過時に放射性ヨウ素の吸入等による甲状腺被ばくを回避するための防護措置が必要となる可能性があると想定される。

本市としては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「福島事故」という。）における事態、対応を踏まえ、国の「防災基本計画」及び「原子力災害対策指針」、京都府地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて、講じるべき対策を定めておくこととする。

この「京丹後市地域防災計画（原子力災害対策計画編）」はこうした対策を定めるために策定したものである。

なお、計画の運用に当たっては、他府県との広域的な連携が必要であるため、関西広域連合の「関西防災・減災プラン」との整合を図るとともに、対策の実施に当たっては、事故の状況等に応じて柔軟に対応するものとする。

また、今後、国の原子力災害対策指針、指標、基準等の見直し等が行われた場合には、適宜、「京丹後市地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の見直しを行うものとする。

参考資料 1

福島第一原子力発電所の事故における避難区域等の概要

1 福島第一原子力発電所から半径 20 km の範囲

当初、避難指示が出され、後に法的効力をを持つ「警戒区域」に設定されて立入禁止となった。

2 福島第一原子力発電所から半径 20 km 以遠

当初、半径 20 km 以遠 30 km 以内が「屋内退避地域」に指定され、後にこれを改めて、次の区域等の設定がなされた。

(1) 「計画的避難区域」の設定

半径 20 km 以遠の周辺地域において年間積算放射線量 20 ミリシーベルトに達するおそれのある区域が「計画的避難区域」に設定され、原則、全世帯に避難が義務づけられた。

福島第一原子力発電所から北西方向に約 50 km の地域まで広がっている。

(2) 「緊急時避難準備区域」の設定（解除済み）

半径 20 km 以遠 30 km 以内で上記「計画的避難区域」以外の地域が「緊急時避難準備区域」に指定された。後に該当市町村の除染計画などの復旧計画が策定されたことから一括解除された。

(3) 「特定避難勧奨地点」の設定

上記「計画的避難区域」とするほどの地域的な広がりはないものの事故発生後 1 年間の積算放射線量が 20 ミリシーベルトを超えると推定される地点でかつ除染が容易でない地点が「特定避難勧奨地点」に設定された。

住居単位で設定され、避難を義務づけるものではなく、当該世帯に避難することを勧奨するもので避難するかどうかは住民の判断による。特に、妊産婦、乳児などに避難を促す。

除染活動などにより放射線量が下がった場合には指定解除される。

福島第一原子力発電所から北西方向に 50 km 以遠の地域まで点在している。



第2章 計画の性格

1 原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、京丹後市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び京都府の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成するものである。

京丹後市等関係機関は想定されるすべての事態に対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 京丹後市地域防災計画一般計画編との整合性

この計画は、「京丹後市地域防災計画」の「原子力災害計画編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「京丹後市地域防災計画一般計画編」によるものとする。

3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3章 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針

この計画の修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和4年7月6日一部改正）を遵守するものとする。

第5章 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

原子力災害対策指針第1(2)(i)「原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態」

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場

合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、ブルームとなり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壤やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した福島事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第6章 避難対策やブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置に相当する措置(以下「防護相当措置」という。)を実施する地域

「原子力災害対策指針」によると、原子力災害対策重点区域として次の区域等が定められている。

- 1 予防的防護措置を準備する区域 (P A Z : Precautionary Action Zone)
原子力施設から概ね半径 5 km
- 2 緊急防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective action Planning Zone)
原子力施設から概ね半径 30 km

本市は、高浜発電所から 30～60 km、大飯発電所から 40～70 km の範囲に位置し、原子力発電所から概ね半径 30 km の圏内 (U P Z) に係らないものの、福島事故の例 (参考資料1参照) からは U P Z と同等の対策を定める措置が必要となる可能性も否定できない (万一の場合に想定される)。

その理由として、高浜発電所及び大飯発電所の事故の際には、年間積算放射線量 20 ミリシーベルトに達するおそれがあるとして福島事故で災害発生後に設定された「計画的避難区域」や「特定避難勧奨地点」と同等の地域となる可能性があるためである。

本市としては、福島事故における事態、対応を踏まえ、国の「防災基本計画」及び「原子力災害対策指針」、京都府地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて、U P Z と同等の対策を定めておくこととし、「防護相当措置を実施する地域」として、市内の全行政区を対象に、高浜発電所及び大飯発電所からの距離を整理しておくこととする。

また、状況に応じて住民の避難等の予防的防護措置が迅速に行えるよう、行政区ごとに緊急避難時の集合場所をあらかじめ検討しておくこととする。

表 防護相当措置を実施する地域

高浜発電所から30～40km圏

峰山町	長岡、新町、荒山、内記
大宮町	口大野、奥大野、上常吉、下常吉、三重、森本、谷内、三坂、五十河、延利、久住、明田、新宮、周枳、河辺、善王寺
丹後町	是安、吉永、平、井上、中野、井谷、畑、遠下、鞍内、袖志、尾和、中浜、久僧、上野、谷内、上山
弥栄町	吉沢、芋野、堤、溝谷、外村、等楽寺、船木、黒部、田中、中津、中山、野中、吉野、須川、霰、味土野、大谷、来見谷

高浜発電所から40～50km圏

峰山町	元町、1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、12区、13区、14区、15区、16区、17区、18区、安、西山、小西、菅、新治、二箇、久次、五箇、鱈留、丹波、矢田、橋木、石丸、赤坂
網野町	水之江、住吉、上小路、北大路第1地区、北大路第2地区、北大路第3地区、桃山、長田、福田、御陵、港、元町、旭、東大路、大昭、栄、下岡、小浜、磯、春日、愛宕、大橋、大谷、溝川、島津口、仲禪寺、掛津、遊、三津、高橋、公庄、郷、生野内、切畠、加茂川、岡田、日和田、中立、下和田、溝野、塩江
丹後町	岡成、谷、向地、小泊、小間東、小間西、砂方、成願寺、徳光、三宅、大山、岩木、矢畠、竹野、宮、牧ノ谷、願興寺、家ノ谷、筆石、乗原、此代
弥栄町	小田、国久、井辺、鳥取、木橋、和田野
久美浜町	布袋野、尉ヶ畠、奥山、二俣、小桑、佐野甲、佐野乙、佐野丙、安養寺、野中、郷、円頓寺、坂谷、長野、竹藤、関、三原

高浜発電所から50km以遠圏

前記、高浜発電所から30～40km圏、40～50km圏以外の全行政区

大飯発電所から 30～40 km圏

該当無し

大飯発電所から 40～50 km圏

峰山町	新町
大宮町	三重、森本、谷内、三坂、五十河、延利、久住、明田、新宮、周枳、河辺
丹後町	是安、平、井上、中野、井谷、畠、遠下、鞍内、袖志、尾和、中浜、久僧、上野、谷内、上山
弥栄町	吉沢、芋野、堤、外村、等楽寺、船木、黒部、田中、中津、中山、野中、吉野、須川、霞、味土野、大谷、来見谷

大飯発電所から 50 km 以遠圏

前記、大飯発電所から 40～50 km 圏以外の全行政区

第7章 防護措置の判断基準

原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて効果的に防護措置を実施するために、緊急事態区分を決める判断基準（E A L）及び原子力災害発生時における放射線量に応じた防護措置を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）を定めている。

この基準に基づき、住民が実施すべき防護措置についての判断を国が行い、府や関係市町に対して指示を行うこととなる。

本市においては、国等が実施する緊急時モニタリングの測定結果をO I Lと照らし合わせ、U P Z内に準じた防護措置を実施することとする。

名称	適用
(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の初期対応段階の防護措置の基準 ・原子力施設の状況に応じて対応〔警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3区分を設定〕
(2) 運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の放出後の防護措置の基準 ・緊急時モニタリングの結果（空間放射線量率等）に応じて対応[OIL1, 2, 4, 6 及び飲食物に係るスクリーニング基準の5区分を設定]

O I Lと防護措置について（原子力災害対策指針）

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 β 線 : 40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000 cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準 20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※6}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 核種 ^{※7} 放射性ヨウ素 放射性セシウム プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン	核種 ^{※7} 放射性ヨウ素 放射性セシウム プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン 飲料水 牛乳・乳製品 2,000Bq/kg 500Bq/kg 1Bq/kg 10Bq/kg 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 2,000Bq/kg ^{※8} 500Bq/kg 10Bq/kg 100Bq/kg 1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2 の基準値を超えたときから起算しておおむね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E A のG S G - 2 におけるO I L 6 を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 I A E A では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第8章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、京丹後市、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は「京丹後市地域防災計画一般計画編」第1編第2章第1節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
京丹後市	1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 防護資機材及び防護対策資料の整備 4 環境条件の把握 5 京丹後市災害対策本部等の設置 6 災害状況の把握及び伝達等 7 京都府が行う放射性物質による汚染状況調査に対する協力 8 住民等の退避、避難、立入制限、救出等 9 京都府が行う被ばく者の診断及び措置に対する協力 10 汚染飲食物の摂取制限等 11 緊急輸送及び必需物資の調達 12 京都府が行う放射性汚染物質の除去に対する協力 13 制限措置の解除 14 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 15 京都府が行う原子力防災に対する協力 16 原災法及び関係法令等に基づく必要な措置 17 関係市町への応援 18 広域避難所の開設
京都府	1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 観測施設及び緊急時医療施設の整備 4 環境条件の把握 5 防護資機材及び防護対策資料の整備 6 京都府災害対策本部等の設置 7 災害状況の把握及び伝達等 8 放射性物質による汚染状況調査 9 住民等の避難（広域輸送）及び立入制限等 10 被ばく者の診断及び措置 11 汚染飲食物の摂取制限等 12 緊急輸送及び必需物資の調達 13 放射性汚染物質の除去 14 制限措置の解除 15 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 16 関係市町の原子力防災に対する指示及び指導助言 17 原災法及び関係法令等に基づく必要な措置
京都府京丹後警察署	1 周辺住民等への情報伝達 2 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 3 交通規制及び緊急輸送の支援 4 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	近畿農政局	1 農産物・農地の汚染対策及び除染措置の指導
	第八管区海上保安本部（舞鶴海上保安部）	1 海難救助、海上における安全及び治安の確保並びに船舶交通の規制 2 海上におけるモニタリングの支援 3 海上における緊急輸送の確保
	大阪管区気象台 (京都地方気象台)	1 気象状況等の把握及び解析 2 緊急時モニタリングセンターへの支援
自衛隊	陸上自衛隊第7普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 海上自衛隊第23航空隊	1 モニタリングの支援 2 緊急輸送の確保の支援
指定公共機関	日本赤十字社 (京都府支部)	1 緊急時医療センターへの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
	関西電力株式会社	1 原子力発電所の安全性の確保 2 防災上必要な社内教育及び訓練の徹底 3 環境条件の把握及び資料の提供 4 防災活動体制の整備 5 防災業務設備の整備 放射線（能）の観測設備機材、通信連絡設備 放射線防護機材、消防救助用機材等 6 連絡通報体制の整備 7 汚染拡大防止措置 8 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 9 原災法及び関係法令等に基づく必要な措置 10 京都府及び関係市町の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力
指定地方公共機関	一般社団法人京都府医師会	1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整
	一般社団法人京都府バス協会	1 避難住民等の輸送
	一般社団法人京都府トラック協会	1 緊急物資の輸送
公共的団体等	北丹医師会 病院等経営者	1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整
	公益財団法人丹後中央病院	1 院内における医療 2 医療救護班の編成及び派遣 3 緊急時医療センターへの支援
	京丹後市立弥栄病院	1 院内における医療 2 医療救護班の編成及び派遣 3 緊急時医療センターへの支援
	京丹後市立久美浜病院	1 院内における医療 2 医療救護班の編成及び派遣 3 緊急時医療センターへの支援

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
京都農業協同組合	1 汚染農作物・水産物の出荷制限等応急対策の指導
丹後地区森林組合	2 食料供給支援
京都府漁業協同組合	3 有線放送設備等を利用しての広報活動等の協力
上宇川漁業協同組合	
野間漁業協同組合	
久美浜町有線放送農業協同組合	

第2編 原子力災害事前対策計画

第1章 基本方針

本編は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 京丹後市は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

2 京丹後市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

3 京丹後市は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

4 京丹後市は、災害復旧に資するため、国及び京都府と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 情報の収集・連絡体制等の整備

京丹後市は、国、京都府、関西電力株式会社、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 京丹後市と関係機関相互の連携体制の確保

京丹後市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、京都府、関西電力株式会社その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、京都府、関西電力株式会社その他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するもの

とする。

- ア 京都府からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- イ 防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先
- ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

京丹後市は、機動的な情報収集活動を行うため、京都府と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

京丹後市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、災害発生現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信関係防災機関との連携

京丹後市は、非常通信関係防災機関と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

京丹後市は、関係機関と連携し、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

京丹後市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

京丹後市は、京都府の協力を得て収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

京丹後市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び京都府とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

京丹後市は、京都府の協力を得て、応急対策の的確な実施に資するため、次に掲げる高浜発電所及び大飯発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部室に適切に備え付けるものとする。

- ア 高浜発電所及び大飯発電所に関する資料

(ア) 高浜発電所原子力事業者防災業務計画

(イ) 高浜発電所の施設概要

(ウ) 大飯発電所原子力事業者防災業務計画

(エ) 大飯発電所の施設概要

イ 社会環境に関する資料

(ア) 周辺概況図

(イ) 周辺地域の人口、世帯数（高浜発電所、大飯発電所との距離別、方位別、要配慮者等（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊娠婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

(ウ) 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港及び港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表等の情報を含む。）

(エ) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

(オ) 周辺地域の配慮すべき施設（保育所、認定こども園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料（高浜発電所、大飯発電所との距離、方位等についての情報を含む。）

(カ) 抛点となる原子力災害医療機関に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

ウ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

(ア) 周辺地域の気象資料

(イ) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図及び環境試料採取の候補地点図

(ウ) 京都府の線量推定計算に関する資料

(エ) 京都府の平常時環境放射線モニタリング資料

(オ) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

(カ) 農林水産物の生産及び出荷状況

エ 防護資機材等に関する資料

(ア) 防護資機材の備蓄・配備状況

(イ) 避難用車両等の緊急時における運用体制

(ウ) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

オ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

(ア) 関西電力株式会社を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）

(イ) 京都府との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

(ウ) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

カ 避難に関する資料

(ア) 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

(イ) 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

3 通信手段・経路の多様化等

京丹後市は、京都府と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、高浜発電所及び大飯発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に対応する諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 京丹後市防災行政無線の整備

京丹後市防災行政無線については、設備の更新に努めるものとする。

(2) 京都府衛星通信系防災情報システムの活用

京丹後市は、京都府と連携し、京都府衛星通信系防災情報システムについて、確実なルートの設定を図るとともに、原子力防災への活用と維持・管理に努めるものとする。

(3) 災害に強い伝送路の構築

京丹後市は、国及び京都府と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

(4) 機動性のある緊急通信手段の確保

京丹後市は、京都府と連携し、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話の原子力防災への活用に努めるものとする。

(5) 災害時優先電話等の活用

京丹後市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

(6) 通信輻輳の防止

京丹後市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

(7) 非常用電源等の確保

京丹後市は、庁舎等が停電した場合に備え、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水への対応を考慮して非常用電源設備（補充用燃料を含む。）の整備等を図るものとする。

(8) 保守点検の実施

京丹後市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第4章 緊急事態応急体制の整備

京丹後市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3編「緊急事態応急対策計画」に反映させるものとする。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

京丹後市は、情報収集事態（高浜町若しくはおおい町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備するものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

2 原子力災害対策本部等の体制整備

京丹後市は、京丹後市長を本部長とする原子力災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営するため、原子力災害対策本部等の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

さらに、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 長期化に備えた動員体制の整備

京丹後市は、京都府及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

4 防災関係機関相互の連携体制

京丹後市は、平常時から京都府、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力株式会社、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

5 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

京丹後市は、消防の応援について京都府内外の近隣市町村及び京都府内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

6 広域的な応援協力体制の拡充・強化

京丹後市は、京都府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退城時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、京都府の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な

準備を整えるものとする。

また、京都府への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

7 自衛隊との連携体制

京丹後市は、京都府知事に対し、自衛隊の派遣要請の求めが迅速に行えるよう、その手順、連絡調整窓口、連絡の方法をあらかじめ定めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

8 モニタリング体制等

緊急時モニタリングのために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会、及び関係省庁）、関係府県（P A Z を含む府県及びU P Z を含む府県をいう。以下同じ。）、関西電力株式会社及び関係指定公共機関等の要員により編成され構成される。

京丹後市は、緊急時モニタリングにおける、京都府等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに連絡体制を構築しておく。

表 環境放射線モニタリングの状況

モニタリングポスト (30箇所)

名称	場所	名称	場所
日出測定所	伊根町	八津合測定所	綾部市
峰山測定所	京丹後市	倉谷測定所	舞鶴市
上司測定所	宮津市	島測定所	南丹市
宮津測定所	宮津市	本庄測定所	京丹波町
田井M P	舞鶴市	園部測定所	南丹市
大山測定所	舞鶴市	盛郷測定所	南丹市
塩汲測定所	舞鶴市	美山測定所	南丹市
岡安測定所	舞鶴市	久多測定所	京都市左京区
夕潮台M P	舞鶴市	上京測定所	京都市上京区
吉坂測定所	舞鶴市	亀岡測定所	亀岡市
倉梯測定所	舞鶴市	乙訓測定所	向日市
老富測定所	綾部市	伏見測定所	京都市伏見区
地頭測定所	舞鶴市	宇治測定所	宇治市
上杉測定所	綾部市	木津測定所	木津川市
綾部測定所	綾部市		
福知山測定所	福知山市		

簡易型電子線量計 (31箇所)

名称	場所	名称	場所
井室	伊根町	睦寄	綾部市
杉末	宮津市	五泉	綾部市
由良	宮津市	十倉名畑	綾部市
府中	宮津市	旭	綾部市
日置	宮津市	綾部・岡安	綾部市
養老	宮津市	星原	綾部市
三浜	舞鶴市	志賀郷	綾部市
平	舞鶴市	有路下	福知山市
千歳	舞鶴市	知井	南丹市
与保呂	舞鶴市	美山Ⅱ	南丹市
池内	舞鶴市	大野	南丹市
相生	舞鶴市	下栗野	京丹波町
丸田	舞鶴市	久多Ⅱ	京都市左京区
神崎	舞鶴市	広河原	京都市左京区
岡田	舞鶴市	京北	京都市左京区
成生	舞鶴市		

9 専門家の派遣要請手続き

京丹後市は、京都府から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ京都府に対し事態の把握のために専門的知識を有する国等の職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

10 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

京丹後市は、京都府及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

11 複合災害に備えた体制の整備

京丹後市は、京都府と連携し、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができる可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

12 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

京丹後市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、京都府及び関西電力株式会社と相互の連携を図るものとする。

第5章 避難収容活動体制の整備

京都府は、関係市町等と協議し原子力災害に係る広域避難要領を整備するが、避難に当たっては、施設側の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、柔軟に対応するものとする。なお、府域を超える避難については、関西広域連合の「関西防災・減災プラン」に基づき対応するものとする。

1 避難計画の作成

(1) 京丹後市は、京都府の協力を得て、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

なお、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画作成に当たっての基本的な考え方は次のとおりとする。

ア 国及び府が中心となって関西広域連合又は他の都道府県との調整や市町村の間の調整を図る。

イ 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。

ウ 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

エ 放射性物質の拡散方向に応じた避難に対応するため、西方面と南方面の避難先を定める。

オ 一時的な避難となる一次避難先は、コミュニティセンター等公共的施設を優先して使用することとし、教育への影響を配慮して、学校施設の使用は2分の1を上限とする。

カ 中長期的な避難となる二次避難先は、早期の対応を図るため、当面の措置として、一次避難先の旅館・ホテル、民間賃貸住宅等を活用する。

(2) 京丹後市における住民避難に当たっては、次のとおり対応するものとする。

京丹後市は、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（P A Z）及び緊急防護措置を準備する区域（U P Z）を含まない。

避難については、原則として、P A Z 及びU P Z の住民避難が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行う。これらP A Z 及びU P Z の住民避難に配慮して、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画を策定するものとする。

なお、高浜発電所のU P Z 区域がある宮津市及び伊根町からの避難者についての受け入れを京都府より要請されており、広域避難計画において記載するものとする。

2 避難所等の整備等

(1) 避難所等の整備

京丹後市は、地域防災センター、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるものとする。

また、指定避難所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定避難所等が使用できなくなる可能性を考慮し、要配慮者に十分配慮する。さらに、京都府の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難や避難退城時検査等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

京丹後市は、京都府等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、京都府と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

京丹後市は、京都府等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努めるものとする。

(4) 市の区域を越えた避難への対応

市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、京都府等と調整し避難所の確保に努める。

他市町から避難受入要請があった場合は、可能な限り収容施設の供与及びその他の災害救助に協力する。

(5) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

京丹後市は、京都府と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、京丹後市は、指定避難所等を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(6) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

京丹後市は、京都府、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(7) 被災者支援の仕組みの整備

京丹後市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(8) 避難所における設備等の整備

京丹後市は、京都府と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者や男女のニーズの違いにも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(9) 物資の備蓄に係る整備

京丹後市は、京都府と連携し、指定された指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

3 避難行動要支援者に関する措置

- (1) 京丹後市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について、定めるものとする。
- (2) 京丹後市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。
- (3) 京丹後市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。(提供拒否者を除く。)

4 要配慮者の避難誘導・搬送体制等の整備

- (1) 京丹後市は、京都府の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。
 - ア 避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を支援するものとする。特に、病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び重度の在宅要配慮者の避難については、京都府災害時要配慮者避難支援センターと連携し、受入体制の確立や協力体制の確立に努める。
 - イ 京都府の助言のもと、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。
- (2) 病院等医療機関の管理者は、京都府及び京丹後市と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- (3) 社会福祉施設の管理者は、京都府及び京丹後市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

5 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、京都府及び京丹後市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、京丹後市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、京都府と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

6 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、京都府、京丹後市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

7 住民等の避難状況の確認体制の整備

京丹後市は、屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

8 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

京丹後市は京都府の支援のもと、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

京丹後市は、国、京都府と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

10 避難所・避難方法等の周知

京丹後市は、避難や避難退域時検査等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を京都府、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。京丹後市は、京都府の協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示（緊急）の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第6章 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

京丹後市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港・ヘリポート等から現地までの先導体制等）について京都府が国等と協議して定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

- (1) 京丹後市は、市の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。
- (2) 京丹後市は、国、京都府等の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送道路の確保のため、被害状況等を把握するための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第7章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

京丹後市は、京都府から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、京都府と協力し、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急機能の強化

京丹後市は京都府及び関西電力株式会社と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 京丹後市は、国及び京都府と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。なお、整備する資機材は、サーベイメータ、ポケット線量計、防護服、防護マスク、空気呼吸器等の現場活動に必要な防護資機材、避難誘導、防災活動及び防災普及活動を行うために必要な資機材とする。
- (2) 京丹後市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、京都府と相互に密接な情報交換を行うものとする。

4 原子力災害医療活動体制等の整備

京都府は、緊急時の医療体制の充実を図るため、初期診療等を行う原子力災害医療協力機関を追加指定するとともに、原子力災害医療協力機関等への放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の配備など、原子力災害医療体制の整備を進める。

また、今後、緊急時放射線検査施設の追加を検討するものとする。

京丹後市は、京都府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

原子力災害医療体制の状況

(令和元年 12月現在)

区分	圏域	医療機関名	所在地
原子力災害医療協力機関	丹後	公立大学法人京都府立医科大学附属北部医療センター	与謝郡与謝野町字男山 481
		公益財団法人丹後中央病院	京丹後市峰山町杉谷 158-1
		京丹後市立弥栄病院	京丹後市弥栄町溝谷 3452-1
		京丹後市立久美浜病院	京丹後市久美浜町 161
原子力災害拠点病院		独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	京都市伏見区深草向畠町 1-1
		国立大学法人京都大学医学部附属病院	京都市左京区聖護院川原町 54
		公立大学法人京都府立医科大学附属病院	京都市上京区河原町通広小路上る梶井町 465
高度被ばく医療支援センター		国立大学法人広島大学	広島市南区霞 1-2-3

5 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 京丹後市は、京都府と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- (2) 京丹後市は、京都府と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

6 大規模・特殊災害における救助隊の整備

京都府は国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第8章 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- 1 京丹後市は、京都府と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- 2 京丹後市は、国及び京都府と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、広報体制及び防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設及び装備の整備を図るものとする。
- 3 京丹後市は、京都府と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- 4 京丹後市は、原子力災害の特殊性を考慮し、京都府と連携し、要配慮者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- 5 京丹後市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、Lアラートの活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第9章 行政機関の業務継続計画の策定

京丹後市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第10章 家庭動物等対策

- 1 京都府は、原子力災害時において、飼い主が速やかに家庭動物と避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示したガイドブックを配布して啓発する。

- 2 京都府は、原子力災害時において、迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。市はこれに協力する。

第11章 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- 1 京丹後市は、京都府と協力して、ホームページ、広報紙、パンフレット等により住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。
- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - (2) 原子力施設の概要に関すること
 - (3) 原子力災害とその特性に関すること
 - (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関するこ
 - (5) 緊急時に、京丹後市、国、京都府等が講じる対策の内容に関するこ
 - (6) コンクリート屋内退避所、避難所等に関するこ
 - (7) 要配慮者への支援に関するこ
 - (8) 緊急時にとるべき行動
 - (9) 避難所での運営管理、行動等に関するこ
 - (10) その他必要な事項
- 2 京丹後市は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 京丹後市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
- 4 京丹後市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の原子力災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。
- 5 京丹後市は、国及び京都府と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を公記録として広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- 6 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、京丹後市は国及び京都府と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第12章 防災業務関係者の人材育成

京丹後市は、国及び京都府と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、国、京都府及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。

さらに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に京丹後市、国、京都府等が講じる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 原子力災害医療（応急手当を含む。）に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

第13章 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

- (1) 京丹後市は、京都府の支援のもと、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた次に掲げる訓練の実施計画の企画立案を京都府と共同又は独自に行うものとする。
 - ア 原子力災害対策本部等の設置運営訓練
 - イ 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
 - ウ 緊急時通信連絡訓練
 - エ 緊急時モニタリング訓練
 - オ 原子力災害医療訓練
 - カ 周辺住民に対する情報伝達訓練
 - キ 周辺住民避難・退避訓練
 - ク 人命救助活動訓練
- (2) 京丹後市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、京丹後市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等京丹後市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

京丹後市は、実施計画に基づき、京都府と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

京丹後市は、高浜発電所又は大飯発電所が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づき必要に応じ住民の協力を得て、国、京都府、関西電力株式会社等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の工夫と事後評価

京丹後市は、訓練を実施するに当たり、京都府の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

京丹後市は、訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めるとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにした上で、必要に応じ緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第14章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- 1 事故の通報を受けた京丹後市消防本部は、直ちにその旨を京都府に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- 2 事故の通報を受けた京都府京丹後警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- 3 事故の通報を受けた舞鶴海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じ

て、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

4 京都府及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般住民等の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第3編 緊急事態応急対策計画

第1章 基本方針

本編は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策等を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。

第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに京都府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、京都府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

イ 京都府は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとされている。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するとともに京丹後市へ連絡するものとされている。

(2) 警戒事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は関西電力株式会社等により連絡された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに京都府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、京都府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

イ 関西電力株式会社は、高浜発電所又は大飯発電所において原子力事業者防災業務計画に定める警戒事象が発生したときは、直ちに原子力規制委員会に連絡するとと

もに、京都府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとされている。

ウ 京都府は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとされている。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するとともに京丹後市へ連絡するものとする。

なお、連絡系統図は、別図1（高浜発電所）、別図1-2（大飯発電所）のとおりとする。

(3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合

ア 高浜発電所及び大飯発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに（15分以内を目途）京都府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）、府内関係市町、京都府警察本部、舞鶴海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、京都府及び府内関係市町、京都府警察本部及び住民等に連絡するものとされている。また、PAZを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受け入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

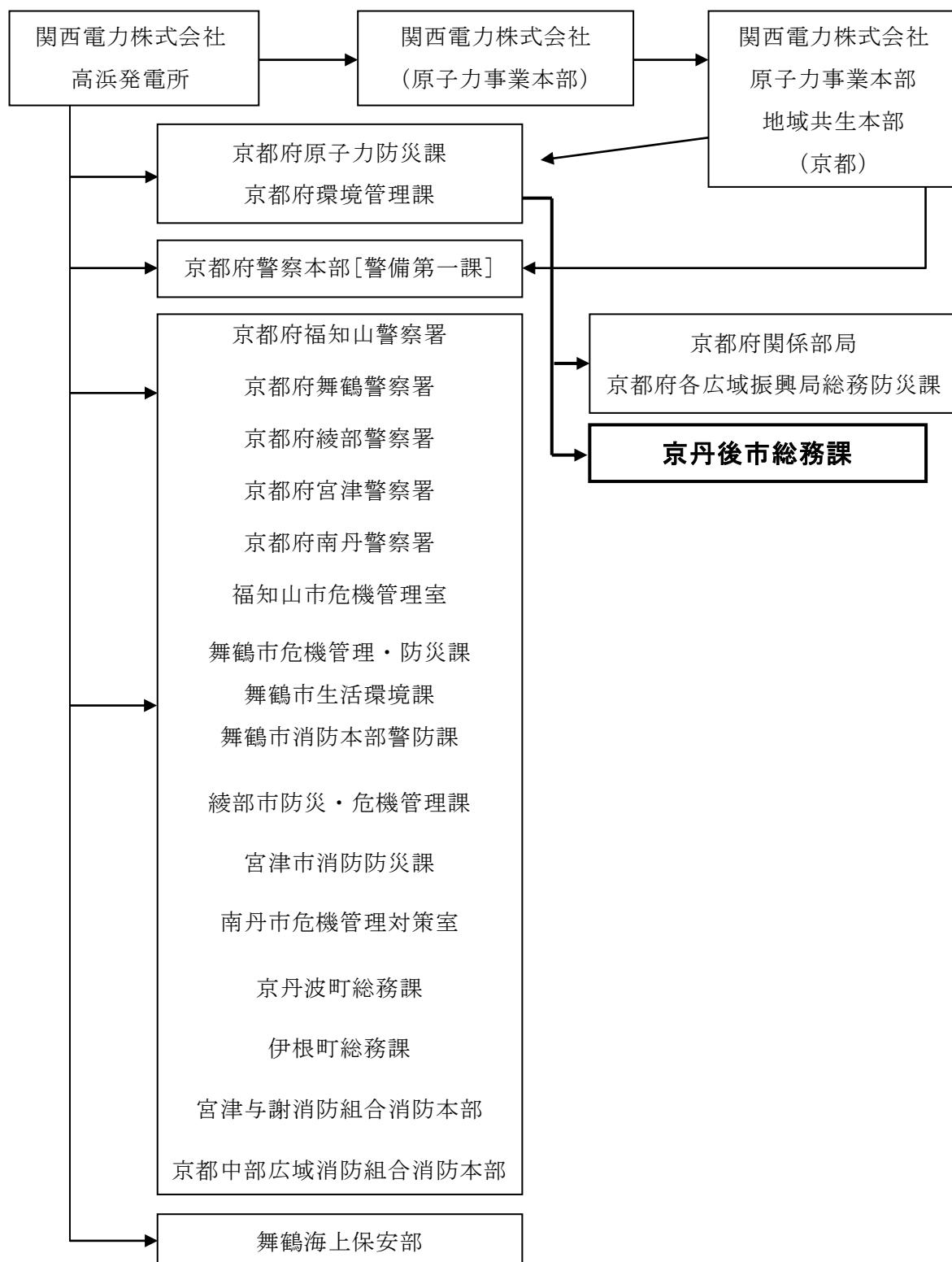
ウ 京都府は、関西電力株式会社及び国から通報・連絡を受けた事項について、府内関係市町、関西広域連合及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに速やかに京丹後市等に連絡するものとされている。

なお、これらの連絡系統図は、別図2（高浜発電所）のとおりである。

別図1

「警戒事態発生時の情報連絡」系統図

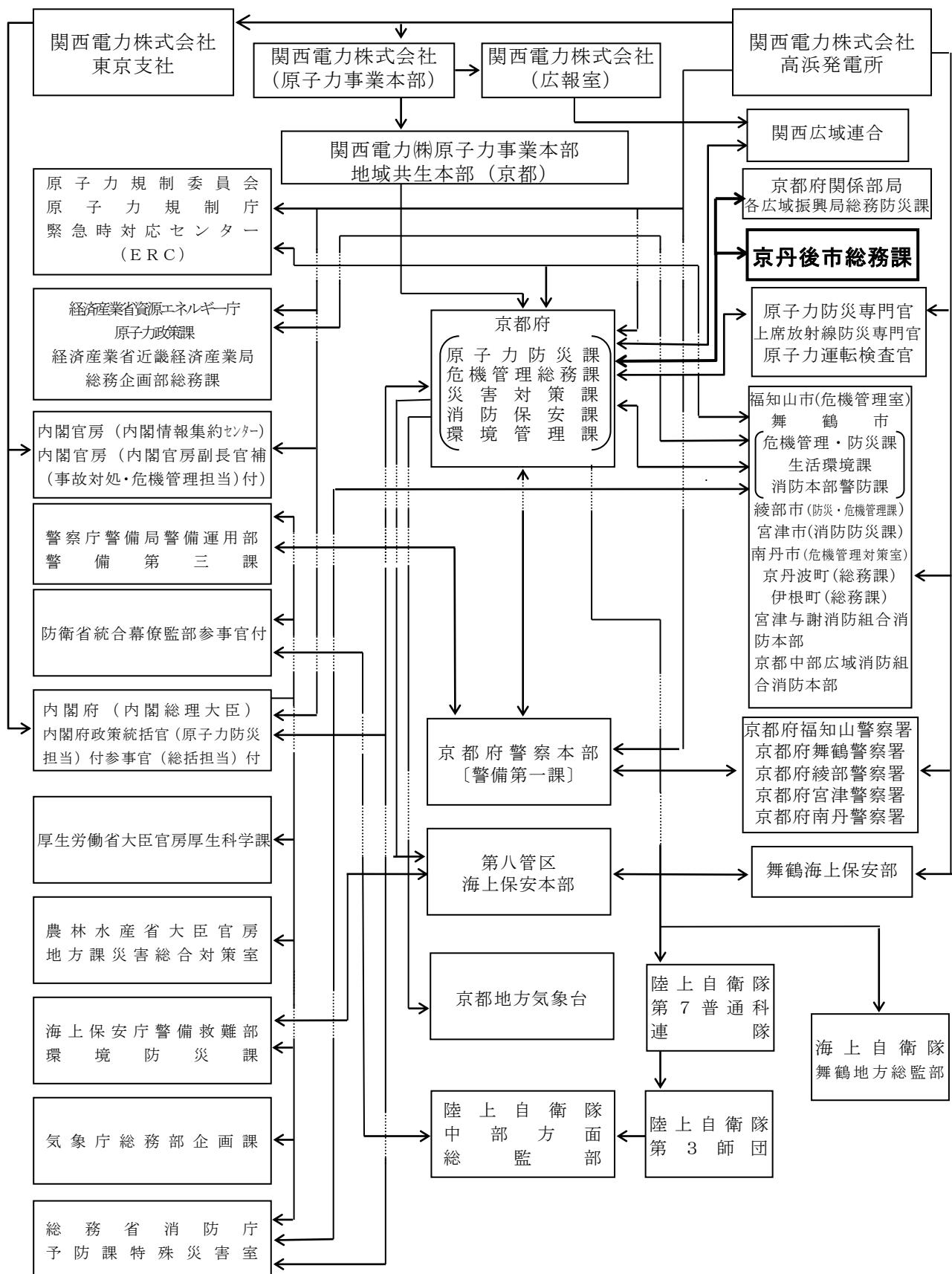
(高浜発電所)



※関西電力株式会社は、電話による着信確認を行う。

別図2

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（高浜発電所）



※関西電力（株）は電話による着信確認を行う。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ア 原子力防災管理者は、京都府をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、府内関係市町、京都府警察本部、府内関係消防機関、舞鶴海上保安部、原子力防災専門官等に関西電力株式会社の応急措置の概要を定期的にファクシミリにより連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。
- イ 京丹後市は、京都府等から情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ウ 京丹後市は、防災関係機関との間において、京都府等から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- エ 京丹後市及び京都府は、各々が行う応急対策活動の状況等について、相互の連絡を密にするものとする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡）

- ア 原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに京都府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）及び府内関係市町、京都府警察本部、舞鶴海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。
- イ 京丹後市は、対策拠点施設において、国の原子力災害現地対策本部、京都府、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力株式会社及びその他関係機関が行う緊急事態応急対策について、京都府を通じて必要な情報を共有するとともに、必要な調整を行うものとする。
- ウ 京丹後市は、京都府に対し、京丹後市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を隨時連絡するものとする。

3 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-A L E R T 及びN-A L E R T 等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、京都府は伝達された内容を府内市町村及び関西広域連合等に連絡するものとする。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4 放射性物質又は放射線の影響を早期把握するための活動

京丹後市は、京都府が実施する緊急時モニタリングに関し、職員の派遣等について協力を行うものとする。

また、京都府を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報等の迅速な把握に努めるものとする。

第3章 活動体制の確立

1 京丹後市の活動体制

(1) 情報収集事態発生時の警戒態勢

京丹後市は、情報収集事態発生時に、直ちに、関係部課連絡会議を開催し、京都府と連携しながら、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

(2) 警戒事態発生時の警戒態勢

ア 原子力災害警戒本部の設置

京丹後市は、警戒事態の発生を認知した場合又は市長が必要と認めた場合、直ちに京丹後市長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置し、職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとし、国、京都府及び関西電力株式会社等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

イ 原子力災害警戒本部の組織等

原子力災害警戒本部の組織、構成等は「一般計画編第3編第1部第2章第3節 雪害及び事故対策本部」のとおりとする。

ウ 原子力災害警戒本部の閉鎖

原子力災害警戒本部の閉鎖は概ね以下の基準によるものとする。

(ア) 原子力災害警戒本部長が、発電所の事故が終結し、事故対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(イ) 原子力災害対策本部が設置されたとき。

(3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の態勢

ア 原子力災害対策本部の設置

京丹後市は、京都府から施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は京丹後市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に京丹後市長を本部長とする原子力災害対策本部を設置し、国、京都府及び関西電力株式会社等関係機関と緊密な連携を図るものとする。

イ 原子力災害対策本部の組織配備体制、参集方法等

原子力災害対策本部の組織、構成等は「一般計画編第3編第1部第2章第4節 災害対策本部」のとおりとする。

ウ 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

エ 原子力災害対策本部の閉鎖

原子力災害対策本部の閉鎖は概ね以下の基準によるものとする。

原子力緊急事態解除宣言がなされた後、原子力災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたときに閉鎖する。

オ 京都府への連絡

原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部を設置したときは、この旨を京都府知事へ連絡するとともに、京都府の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

力 情報の収集

京丹後市は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、京都府から情報等を得るとともに関係機関との連携を図り、事故の状況の把握に努めるものとする。

2 専門家の派遣要請

京丹後市は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、京都府とともに国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

3 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

京丹後市は、必要に応じ、「災害時の相互応援協定」等に基づき、関係自治体等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

京丹後市は、必要に応じ、京都府に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

京丹後市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は京都府知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

京丹後市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

4 自衛隊の派遣要請の要求

京丹後市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、京都府知事に対し派遣要請を求めるものとする。

また、京丹後市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに京都府知事に対し、撤収要請を求めるものとする。

5 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

京丹後市は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

6 防災業務関係者の安全確保

京丹後市は、緊急事態応急対策に係わる京丹後市の防災業務関係者の安全確保を図るものとす

る。

(1) 防災業務関係者の安全確保

京丹後市は、京丹後市の防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、原子力災害対策本部（又は現地災害対策本部）と現場指揮者等との間で連携を密にし、京都府の協力を得て適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

ア 原子力災害対策本部長（又は現地災害対策本部長）は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 京丹後市は、京都府やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計、安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線保護

ア 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線保護については、あらかじめ定められた防災関係者の放射線防護に係る指標に基づき行うものとする。

イ 京丹後市は、京丹後市の防災業務関係者の放射線保護を担う班を定めておくものとする。

ウ 京丹後市は京都府と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

エ 京丹後市の放射線保護を担う班は、必要に応じ京都府など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。

オ 京丹後市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する京丹後市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

カ 京丹後市は、京丹後市の防災業務関係者の安全確保のため、国、京都府、関西電力株式会社等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4章 屋内退避、避難収容等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

京丹後市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

(1) 京丹後市は、P A Z 及びU P Z 内における予防的防護措置が行われた場合、住民に対し、必要に応じて、予防的措置（屋内退避）を行う可能性が有る旨の注意喚起を行うものとする。

(2) 京丹後市は、事態進展が急速であるとして、国から避難等の予防的措置を講じるよう指示された場合、又は国及び京都府と連携し、緊急時放射線モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には京都府と連携し国に要請するものとする。

なお、京丹後市長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

原子力規制委員会では、防護措置の実施に当たって、これまで予測的な手法に基づく意思決定を行うこととされてきたものを、事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性、国際基準等を踏まえ、主として緊急事態の環境における計測可能な判断基準(OIL:運用上の介入レベル)に基づき迅速な判断ができるような意思決定手順を構築するため、防護措置基準について定め、避難については即時の避難及び一時移転を要する基準が原子力災害対策指針に示されている。

表 即時の避難を要する基準(OIL 1に相当)

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要
OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率) ^{*2}	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)

表 一時移転を要する基準(OIL 2に相当)

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要
OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率) ^{*2}	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。

*1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点での必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

*2 本値は地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1 時間値)が OIL 1 の基準値を超えた場合、OIL 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1 時間値)が OIL 2 の基準値を超えたときから起算しておおむね 1 日が経過した時点の空間放射線量率(1 時間値)が OIL 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

(3) 京丹後市(避難対象区域を含む場合)は、住民等の避難誘導に当たっては、京都府と協力し、住民等に向けて、避難や避難退城時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、京丹後市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び京都府に対しても情報提供するものとする。

(4) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、京都府と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により、住民等の避難状況を確認するものとする。

また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び京都府に対しても情報提供するものとする。

(5) 京丹後市は、京丹後市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、京都府が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他災害救助の実施に協力を依頼するとともに、協力するよう指示することとされている。この場合、京都府は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

(6) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、関係機関等と連携して対応する。

2 避難所等

(1) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所として開設するものとする。

(2) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府と連携し、それぞれの指定避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について京都府及び京丹後市に提供するものとする。

(3) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府の協力のもと、指定避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びこみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府と連携し、指定避難所における被災者は、

生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。特に、要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、京丹後市は、京都府と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- (5) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府の協力のもと、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮するものとする。また、京丹後市は関係機関と連携し、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。また、生活習慣の異なる外国人に配慮した指定避難所の運営にも努めるものとする。
- (6) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び京都府と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、京都府と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び京都府に資機材の調達に関して要請するものとする。

3 広域一時滞在

- (1) 京丹後市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、原則として、京都府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては京都府に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 京丹後市は、京都府に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- (3) 京都府は、京丹後市から協議要求があった場合、関西広域連合及び他の都道府県と協議を行うものとする。また、京丹後市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、京丹後市からの要請を待ついとまがないときは、京丹後市の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を京丹後市に代わって行うものとする。

(4) 国は、京丹後市及び京都府が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、京丹後市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、京丹後市からの要請を待ついとまがないときは、京丹後市の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を京丹後市及び当該市町村を包括する京都府に代わって行うものとされている。

4 避難者の受け入れ

京丹後市は、緊急性の高い区域からの避難者の受け入れのための体制を整備する。

京丹後市は、避難してきた住民の氏名、年齢、性別、どこから避難してきたのか、避難にかかった時間、外部被ばく線量の把握等、住民の健康状態に係る状況把握に努め、内部被ばくによる影響を確認する必要がある住民の抽出（避難退城時検査）を行い、必要であれば内部被ばくの確認もしくは原子力災害医療ができる病院へ搬送できる体制を京都府と連携して整える。また、避難所内に放射性物質を持ち込まないように、放射線量の把握を行うとともに、京都府と協力し除染体制を整備し簡易除染を行う。また、避難に際しての心のケアや安定ヨウ素剤を服用する場合を考慮した体制の確保に努める。

(1) 避難退城時検査の方法

自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行い、結果が40,000cpm（ β 線）以下でない場合には、乗員の代表者（避難行動が同様の行動をとった集団のうちの1名）に対して検査を行う。この代表者がOIL4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。

携行物品の検査は、これを携行している住民がOIL4以下でない場合にのみ検査を行う。

(2) 簡易除染の方法

検査の結果、OIL4以下でない住民、40,000cpm（ β 線）以下でない車両及び携行物品には簡易除染を行う。

簡易除染によてもOIL4以下にならない住民は除染が行える機関で除染を行い、簡易除染によても40,000cpm（ β 線）以下にならない車両や携行物品は検査場所で一時保管等の措置を行う。

なお、簡易除染のよってもOIL4以下にならない住民に対する説明は、簡易除染後の除染が行える機関での除染実施とともにを行うよう努める。

内部被ばくが疑われる場合には、指定された拠点病院に搬送する。

5 安定ヨウ素剤の配布及び服用

京丹後市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の配布及び服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用するべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

6 要配慮者等への配慮

(1) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、指定避難所での生活に関しては、要配慮者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体

制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、京都府に対し速やかにその旨連絡する。

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、京都府に対し速やかにその旨連絡する。

7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、京都府又は京丹後市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

9 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

京丹後市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を指示した区域において、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

10 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 京丹後市は、京都府及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 被災した京丹後市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 被災した京丹後市及び京都府は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

11 京都府京丹後警察署における措置

(1) 立入制限区域等の措置

緊急事態応急対策実施区域における救出活動及び二次災害防止のために立入制限区域又は立入禁止区域が設定されたときは、実効を上げるために必要な措置を講じる。

(2) 立入禁止区域等の犯罪の予防

緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報提供を行い、速やかな治安の確保に努める。

(3) 住民等への広報

周辺住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、交通規制等の情報を伝達する。

12 舞鶴海上保安部における措置

(1) 警報の伝達と避難の指示

京丹後市長が避難のための立退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき、又は京丹後市長から要求があったときは、航行船舶又は停泊中の船舶に対し警報するとともに安全な場所への避難を指示するものとする。

(2) 海上における安全の確保

海上の治安維持を確保し、航行制限等の交通規制を行うものとする。

第5章 治安の確保及び火災の予防

京丹後市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第6章 飲料水、飲食物の摂取制限等

1 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。京丹後市は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限を実施するものとする。

2 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するとともに、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。京丹後市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び京都府からの放射性物質による汚染

状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、京都府が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

なお、原子力規制委員会では、緊急事態の環境における計測可能な判断基準（OIL：運用上の介入レベル）に基づき迅速な判断ができるような意思決定手順を構築するため、防護措置基準について定め、飲食物の摂取制限を要する基準が原子力災害対策指針に示されている。

表 飲食物の摂取制限を要する基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{*1} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*2}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*3}	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

*1 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

*2 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA GSG-2におけるOIL 6を参考として数値を設定する。

*3 根菜、芋類を除く野菜類が対象

*4 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第7章 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

京丹後市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、京都府等の防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な要員及び資機材の輸送、対応方針を定める少人数グル

ープのメンバーの輸送

第2順位 避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

イ 負傷者、避難者等

ウ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び京都府の現地対策本部長、京丹後市の対策本部長等）、緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材

エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、京都府を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ京都府や周辺市町村に支援を要請するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

避難対象区域を含む京丹後市道路管理者は、交通規制に当たる京都府警察本部と、相互に密接な連絡をとり、交通確保に努めるものとする。

第8章 救助・救急及び医療活動

1 救助・救急活動

(1) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、救助・救急活動が円滑に行えるよう、必要に応じ京都府、関西電力株式会社、その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じるものとする。

(2) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、京都府、関西電力株式会社等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京丹後市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、京都府広域消防相互応援協定に基づく応援隊、緊急消防援助隊の出動等を

京都府に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ア 救急・救助の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ウ 京丹後市への進入経路及び集結（待機）場所など

2 医療措置

京丹後市は、京都府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。

第9章 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民等の心情の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 京丹後市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特徴を考慮し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り小さくするため、京都府及び関係機関と協力して、広報車、防災行政無線、有線放送等あらゆる手段を用いて、次に掲げる事項について住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に的確に行うものとする。
 - ア 事故が発生した施設名、発生時刻
 - イ 事故の状況と今後の予想
 - ウ 各地域住民のとるべき行動についての指示
- (2) 京丹後市は、住民等への情報提供にあたっては国、京都府等と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 京丹後市は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、京丹後市、国及び京都府が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、住民等の心情の安定及び要配慮者等、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 京丹後市は、京都府を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。

(5) 京丹後市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、レアラート等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 京丹後市は、国、京都府及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた住民相談窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

(2) 京丹後市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、京丹後市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、京都府、関係周辺府県、消防機関、府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害をうける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第10章 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、京丹後市は、適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受入れ

京丹後市は、国、京都府及び関係団体と、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

京丹後市は、京都府及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子

力災害対策本部等及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

国及び被災地以外の都道府県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ

京丹後市は、京都府と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第 11 章 行政機関の業務継続に係る措置

- 1 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- 2 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第 12 章 水資源対策

- 1 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、水道原水が放射性物質により汚染された場合及び汚染のおそれがある場合は、モニタリング担当部局などの関係機関から情報を得ながら、必要な浄水処理及び送水対策を講じるものとする。
- 2 水道事業者等及び下水道管理者は、上下水道施設において、放射性物質を含む原水及び下水の処理に伴い発生する汚泥等について、廃棄物担当部局などの関係機関と連携しながら、モニタリング、保管等の対策を講じるものとする。
- 3 放射性物質の放出により、水源が広域的に汚染されることが予想されるため、関西広域連合において、飲料水や生活用水への影響、使用を控える必要が生じた場合の対策等を検討する。

第 13 章 家庭動物等対策

災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、指定避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。

京丹後市は、京都府、関係団体に協力を求め、指定避難所の整備と併せて家庭動物の収容施設の確保について検討するものとする。

第14章 関西電力株式会社の行う応急対策

関西電力株式会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防止し又は災害の拡大を防止するため、高浜発電所及び大飯発電所における災害に関する予防、復旧及び情報連絡並びに非常時においてとるべき応急措置については、高浜発電所及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画に定める他、関西電力規程要則等によりその細部を規定し防災事務の円滑な推進を図るとともに、次の応急措置を講じる。

1 災害状況の把握

関西電力株式会社は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、警戒本部又は原子力緊急時対策本部を設置し、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速かつ的確に収集する。

- (1) 事故の発生時刻及び場所
- (2) 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- (3) 被ばく及び障害等人身災害にかかる状況
- (4) 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果
- (5) 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- (6) 気象状況
- (7) 収束の見通し
- (8) その他必要と認める事項

2 原子力災害医療

原子力緊急時対策本部は、被ばく患者、傷病者が発生した時は、発電所で定める関連標準により迅速、的確かつ円滑な処置対策を図るものとする。

3 避難誘導及び発電所内入域制限

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、災害が発生した場合、発電所長の決定に基づく原子力緊急時対策本部の活動により災害種別ごとにそれぞれ外来者を指定する場所に退避させるとともに、災害の状況に応じ、立入制限区域を設定する。

また、交通遮断を必要とするときは、その旨を防災機関に連絡する。

4 原子力災害の拡大防止を図るための措置

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 災害の拡大防止に必要な機械、電気設備の応急補修作業
- (2) 汚染拡大防止対策、被ばく低減のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握
- (3) 立入制限区域の設定
- (4) 危険物施設の防護措置

5 要員の派遣、資機材の貸与

発電所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する発電所外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようするため、発電所原子力事業者防災業務計画に定める要因の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

6 住民広報窓口の設置

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に応じて住民広報窓口を設置するものとする。

第4編 原子力災害中長期対策計画

第1章 基本方針

本編は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策等を定めたものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。

第2章 放射性物質による環境汚染への対処

京丹後市は、国、京都府、その他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第3章 各種制限措置の解除

京丹後市は、京都府と連携を図り、京都府が行う緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置を解除し又は解除の指示を受け、住民等への周知を図るものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第4章 災害地域住民等に係る記録等の作成

1 災害地域住民等の記録

京丹後市は、避難、コンクリート屋内退避及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また京丹後市等が当該住民等に対し避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

2 災害対策措置状況の記録

京丹後市は、京都府等が作成する被災地の汚染状況図、京丹後市等が実施した緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第5章 被災者等の生活再建等の支援

- 1 京丹後市は、国及び京都府と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- 2 京丹後市は、国及び京都府と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- 3 京丹後市は、京都府と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第6章 風評被害等の影響の軽減

京丹後市は、国及び京都府と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うとともに、風評被害による人権侵害の発生を防ぐ処置を講ずるものとする。

第7章 被災中小企業等に対する支援

京丹後市は、国及び京都府と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体质強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。
また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第8章 心身の健康相談体制の整備

京丹後市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び京都府とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

京丹後市地域防災計画

原子力災害対策編

編集発行 京丹後市防災会議

事務局 京丹後市総務部総務課
京都府京丹後市峰山町杉谷889(〒627-8567)
電話 0772-69-0140
